

特別養護老人ホーム春日園短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護）

重要事項説明書

当事業所は利用者ご本人に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

尚、当サービスの利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも、認定見込みのある方については、申請日から「みなし」でサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 春日園
- (2) 法人所在地 群馬県渋川市中郷2399番地7
- (3) 電話番号 0279-53-2506
- (4) 代表者氏名 理事長 石附 正賢
- (5) 設立年月日 昭和31年1月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
 - ・ 指定短期入所生活介護事業所
 - ・ 介護保険事業所番号 群馬1072200031号
 - ・ 指定許可年月日 平成12年3月10日
 - ・ 指定更新年月日 令和2年4月1日
 - ・ 指定有効期限 令和8年3月31日
- (2) 事業所の目的
社会福祉法人 春日園が行う指定短期入所生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において介護の提供に当たる従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム春日園
- (4) 事業所の所在地等 群馬県渋川市中郷2399番地7 電話 0279-53-2506
- (5) 事業管理者 施設長 後藤 光好
- (6) 当事業所の運営方針
従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びに利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (7) 開設年月日 平成3年1月1日
- (8) 通常の事業の実施地域 渋川市
- (9) 営業日及び営業時間等

営業日	年中無休
営業時間	24時間体制
受付時間	8時00分～17時00分 但し、昼食時や入浴介助時等繁忙時間はご希望に添えない場合があります。

- (10) 利用定員 12人（介護予防短期入所生活介護の利用者を含む。）

(11) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、利用者ご本人の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
----------	----	----

1人部屋	14室	
2人部屋	4室	
4人部屋	15室	
合計	33室	
食堂	1室	
食堂兼機能訓練室	4室	[主な設置機器]平行棒、歩行器、滑車など
静養室	1室	看取りや静養に使用
浴室	3室	一般浴槽1・リフト浴1・機械浴1
医務室	1室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職員の配置状況>

- 生活相談員 ... 1名以上（介護老人福祉施設と兼務）
ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 介護職員 ... 23名以上（介護老人福祉施設と兼務）
ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談助言等を行います。
- 看護職員 ... 4名以上（介護老人福祉施設と兼務）
主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 機能訓練指導員 ... 1名以上（介護老人福祉施設と兼務）
ご利用者の機能訓練を担当し、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者と共同して個別機能訓練計画を作成します。
- 介護支援専門員 ... 1名以上（介護老人福祉施設と兼務）
ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 栄養士 ... 1名以上（介護老人福祉施設と兼務）
ご利用者の状態を把握し、ご利用者の状態にあった食事の献立を作成するとともに、医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、ご利用者の摂食機能を考慮した栄養マネジメントを行います。
- 医師 ... 2名（非常勤）
ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
- 調理員 ... 4名以上（業務委託）
ご利用者に対して給食を提供します。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務時間
管理者（施設長）	8：00～17：00
生活相談員	8：15～17：15
介護支援専門員	
管理栄養士（栄養士）	
介護職員	早出 7：00～16：00 日勤 9：30～18：30 夜勤 16：00～9：00

看護職員 機能訓練指導員	日勤 8:30～17:30
医師	神山医師：第1・3水曜日 斎藤医師：第2・4火曜日 12:30～14:00

勤務の都合上、上記と若干異なる場合があります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)(別紙、利用料金表をご覧ください)

食事の管理

- ・ 当事業所では、管理栄養士及び栄養士の立てる献立表により、ご利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を管理します。
- ・ 管理栄養職員は、医師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者と共同して、ご利用者の摂食機能を考慮した栄養マネジメントを行います。
- ・ ご本人の自立支援のため、原則として離床して食堂で食事をとっていただきます。

(食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行い、寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ 排泄に関する消耗品(オムツやパット等)は介護保険サービスの中でご用意いたします。

機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者ご本人の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)(別紙、利用料金表をご覧ください)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

滞在に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、ご負担していただきます。

レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。レクリエーション等の費用については、原則、施設が負担します。ただし、ご本人の趣味による個人所有となる物品等については自己負担となります。

理美容

理美容師等の出張による理髪サービス(調髪)をご利用頂ける場合もございます。

利用料金：要した費用の実費

特別な食事(酒等を含みます)

ご利用者及びご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用頂けます。詳細は以下の通りです。

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関への届出印、定期預金証書、年金証書等

○保管管理者：施設長

○管理方法：春日園貴重品管理マニュアルに基づき管理致します。

○出納方法：春日園貴重品管理マニュアルに基づき管理致します。

○管理料：50円/日

日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

内容	利用料金
紙おむつ代	サービス料金に含まれます
ティッシュ等日用品	ご持参下さい
その他	実費

その他自己負担となるサービスの料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から居室が明け渡された日までの期間に係る料金（別紙利用料金表参照）

通夜等でご家族の事情により、集会室等を使用する場合（別紙利用料金表参照）

通常の事業実施区域外への移送サービス

通常の事業実施地域（渋川市）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、区域外から当事業所との間の送迎費用をご負担いただきます。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

1か月ごとに計算し、翌月にご請求いたします。お支払いは、原則、金融機関口座から自動引き落としとさせていただきますので、所定の用紙でお申し込み下さい。自動引落しの申し込みをされていない方は下記の口座へお振込みください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ お振込先：群馬銀行渋川支店 普通預金 0890257・ シカイクワシホジントケ ッヨク ロジソムカガイン・ 名義人：社会福祉法人特別養護老人ホーム春日園
施設長 後藤 光好 |
|--|

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

利用予定日の前に、利用者ご本人の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに各事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者ご本人の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

5 . サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 事前にご準備いただくもの
個人の持ち物、着ている物には全てお名前を書いてください。
- (2) 利用日当日にご持参いただく物
『連絡帳』
薬（飲み薬、目薬、塗り薬、貼り薬、湿布等）及び、処置に必要な医療材料
お薬についてくる、『薬情報提供書』（コピーしてお返しします。）
上履き、及び、着替え 1 組～ 2 組（普段着をお持ち下さい）
洗面用具（コップ、歯ブラシ等、ご本人が必要な物）
その他必要な介護用品（杖、車椅子、補装具等）
紙おむつ、パット類、入浴用タオル、石鹸等は用意してあります。
- (3) 注意事項
金銭、貴重品は、お持ちにならないで下さい。
菓子や果物、漬け物等、食品類の持ち込みは最小限とし、他の利用者へのお裾分けは、食事制限の方もおりますのでご遠慮下さい。
居室内の喫煙はご遠慮下さい。喫煙スペースをご利用下さい。
職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。
- (4) 喫煙・飲酒
施設内の喫煙スペースのみで喫煙ができます。ただし、タバコとライターは防火管理上、施設でお預かりさせていただく場合がございます。
また、飲酒は、他の利用者に迷惑がかからない限りにおいて可能です。

6 . 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付
当施設のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
苦情受付窓口（担当者）
生活相談部門 課長 齋藤 由紀夫
(TEL) 0279-53-2506
(FAX) 0279-53-3877
苦情は口頭でも受け付けますが、春日園窓口には「要望箱」を設置しています。
受付時間 8時00分～17時00分
- (2) 行政機関その他苦情受付機関
ご利用者の保険者（出身市町村等）の介護保険担当課
渋川市の場合：渋川市保健福祉部高齢福祉課
〒377-0007 渋川市石原80 0279-22-2116
群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険推進課）
所在地 前橋市元総社町335-8
電話 027-290-1363 FAX 027-255-5077
群馬県社会福祉協議会権利擁護課
所在地 前橋市新前橋町13-12
電話 027-255-6226 FAX 027-255-6173

(3) 苦情解決第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。希望される場合は、第三者委員を交えてお話しもできます。

金井 雄吾(社会保険労務士)

住所: 渋川市渋川910-30 電話: 0279-23-3303

小暮 典子(はあとらんど福祉オブスマン)住所: 高崎市八千代町三丁目9番8号電話: 027-395-6778

須藤ゆり子(はあとらんど福祉オブスマン)住所: 高崎市八千代町三丁目9番8号電話: 027-395-6778

7. 第三者評価の実施状況

(1) 第三者評価実施 なし

平成 27 年 8 月 1 日 改正

令和 3 年 8 月 1 日 改正

平成 30 年 4 月 1 日 改正

令和 4 年 10 月 1 日 改正

令和元年 10 月 1 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

特別養護老人ホーム春日園施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム春日園

施設長 後藤 光好 ㊟

説明者 職氏名 生活相談員 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特別養護老人ホーム春日園施設サービスの提供開始に同意いたします。

上記の同意を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

利用者住所

氏名 ㊟

代理人住所

氏名 ㊟

特別養護老人ホーム春日園短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護）

利 用 料 金 表 （令和6年4月1日より適用）

1 食費・居住費の費用（共通）

（1）介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金 額	
食事の提供に要する費用	朝食	500円/回
	昼食	680円/回
	夕食	500円/回
居住に要する費用	従来型個室	1,231円/日
	多床室	915円/日

（2）介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額		
食事の提供に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第1段階認定者	300円/日	
	第2段階認定者	600円/日	
	第3段階 認定者	1000円/日	
	第3段階 認定者	1300円/日	
居住に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第1段階認定者	従来型個室	380円/日
		多床室	なし
	第2段階認定者	従来型個室	480円/日
		多床室	430円/日
	第3段階 認定者	従来型個室	880円/日
		多床室	430円/日

2 居宅介護サービス費（1単位の単価：10.17円）

○ 特別養護老人ホーム春日園短期入所生活介護事業所

区分	項 目	金 額
基本	要介護1	従来型個室・多床室 603単位/日
	要介護2	従来型個室・多床室 672単位/日
	要介護3	従来型個室・多床室 745単位/日
	要介護4	従来型個室・多床室 815単位/日
	要介護5	従来型個室・多床室 884単位/日
加算	夜勤職員配置加算（ ）	13単位/日
	看護体制加算（ ）	4単位/日
	看護体制加算（ ）	8単位/日

	送迎加算	片道につき	184単位/回
	生産性向上推進体制加算	()	100単位/月
		()	10単位/月
	サービス提供体制強化加算()		22単位/日
	介護職員等処遇改善加算	本サービスの介護報酬総単位数の14.0%	

○ 特別養護老人ホーム春日園予防短期入所生活介護事業所

区分	項目	金額	
基本	要支援1	従来型個室・多床室	451単位/日
	要支援2	従来型個室・多床室	561単位/日
加算	送迎加算	片道につき	184単位/回
	生産性向上推進体制加算	()	100単位/月
		()	10単位/月
	サービス提供体制強化加算()		22単位/日
	介護職員等処遇改善加算	本サービスの介護報酬総単位数の14.0%	

介護保険負担割合証により自己負担額が2割負担・3割負担の場合があります。

3 その他の費用(共通)

料金の種類	金額
おやつ代	60円/回
通常の事業地域を越えて行う送迎サービス	1キロメートルごと 30円/km
レクリエーション、クラブ活動	実 費
理美容代	実 費
特別な食事費用(酒等を含みます)	実 費
預り金管理料	50円/日
貸室料(通夜等で施設を使用する場合)	3,000円/日
契約終了後も居室を明け渡さない場合	5,000円/日
複写物	10円/1枚